

静 情 審 第 3 3 号
令和 3 年 3 月 26 日

静岡県公安委員会 様

静岡県情報公開審査会
会長 牧田 晃子

静岡県情報公開条例第19条の規定に基づく諮問について（答申）

令和 2 年 10 月 8 日付け静公委相第2455号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

特定の警察職員の公務災害認定請求に当たり、静岡県警が「業務」を「活動」と評価した理由が分かる文書についての非開示決定に対する審査請求（諮問第226号）

別紙

1 審査会の結論

静岡県警察本部長の決定は妥当である。

2 審査請求に至る経過

- (1) 令和2年7月17日、審査請求人は、静岡県情報公開条例（平成12年静岡県条例第58号。以下「条例」という。）第6条の規定により、静岡県警察本部長（以下「実施機関」という。）に対し、別記1の内容に係る公文書（以下「本件対象公文書」という。）の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行い、同月20日、実施機関は、当該開示請求を受け付けた。
- (2) 実施機関は、令和2年7月31日、本件対象公文書の存否を明らかにすると条例第7条第2号に規定する非開示情報を開示することになるとの理由で、条例第10条に該当するとしてその存否を明らかにしないこととする公文書非開示決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。
- (3) 令和2年8月6日、審査請求人は、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により静岡県公安委員会（以下「諮問庁」という。）に対し審査請求を行い、同月11日、諮問庁は、これを受け付けた。
- (4) 令和2年8月12日、諮問庁は、審査請求書の形式に不備があったため、審査請求人に対し補正命令を行った。同月14日、審査請求人は補正書を送付し、同月17日、諮問庁はこれを受け付けた。

3 審査請求人の主張要旨

審査請求の趣旨は、本件決定を取り消し、本件対象公文書の全部を開示するよう求めるものであり、審査請求人が審査請求書及び意見書で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件開示請求は、静岡県警（以下「県警」という。）が、審査請求人の息子である警察職員（以下「特定警察職員」という。）の公務災害認定請求に当たり、特定警察職員の勤務実態調査において、特定警察職員が非番日等に業務をしていたとする多くの証言があるにもかかわらず、その業務をただ事業所に来ていただけの時間であり、賃金の支払対象外である活動として処理したことについての根拠理由を求めたものである。
- (2) 本件開示請求に対して、県警は特定警察職員個人の権利利益が侵害されるおそれがあることを理由として、非開示決定を行っているが、それは誤っている。

4 実施機関の主張要旨

実施機関が弁明書で述べている主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 条例第10条は、開示請求に係る公文書の存在自体を明らかにすることによって、非開示情報として保護すべき利益が害されることとなる場合には、当該公文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否することができる旨を規定している。

また、条例第5条において、何人も開示請求ができる旨が規定されていることから、開示・非開示の判断は開示請求者の属性によってなされるものでないため、誰に対しても同一の決定を行う必要がある。

- (2) 条例第7条第2号において、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものは非開示としているが、同号ただし書ウにおいて、当該情報が公務員等の職務の遂行に係る情報であって、当該公務員等の職及び氏名に係る部分は開示されるものとしている。ただし、当該公務員等が警察職員（警察法（昭和29年法律第162号）第34条第1項及び第55条第1項に規定する者をいう。）である場合にあっては、当該公務員等の氏名に係る部分を除くとされており、警察職員の氏名に係る部分については、ただし書ア又はイに該当するか否かで開示又は非開示を判断することとなる。

県警においては、警部補（同相当職）以下の階級にある職員の氏名は、慣行として公にしていないことから同号ただし書アには該当せず、その性質から同号ただし書イにも該当しない非開示情報である。

- (3) 本件開示請求は、警察職員の氏名を特定し、当該警察職員が公務災害の認定を受けたことを前提として、対象となる公文書の開示を求めている。

本件開示請求において特定されている氏名については、前記(2)に記載のとおり、条例第7条第2号に規定する特定の個人を識別することができる情報であって、かつ、同号ただし書のいずれにも該当しない非開示情報である。

よって、本件対象公文書が存在するか否かを答えるだけで、本来非開示情報として保護されるべき個人情報（条例第7条第2号）を明らかにする結果となることから、条例第10条の規定により、本件決定を行った。

5 審査会の判断

当審査会は、本件決定について審査した結果、以下のとおり判断する。

- (1) 本件開示請求は、特定の個人の氏名を挙げ、当該個人が警察職員であることを前提としていることから、本件対象公文書の存否を明らかにすることにより、県警において特定の個人が在職するかどうかという個人に関する情報（以下「本件存否情報」という。）が明らかになることが認められる。

また、公文書開示請求において、公文書に記録されている情報が非開示情報に該当するか否かは、本人であるとか親族であるとかいった開示請求者の属性、請求理由、使用目的等にかかわらず、当該開示請求の対象となった情報の内容に

よって判断するものであるから、本件存否情報が非開示情報に該当するかどうかの検討に当たっても、審査請求人以外の者が開示請求した場合と同様に取り扱うこととなる。

したがって、本件存否情報は当該個人を識別することができる情報であり、条例第7条第2号本文に該当する。

(2) 条例第7条第2号本文に該当する情報であっても、同号ただし書に該当する場合は例外的に開示されることから、以下検討する。

ア まず、公務員等の「職務の遂行に係る情報」について定める条例第7条第2号ただし書ウについてみると、「当該情報に含まれる公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分」については開示されることとなるが、当該公務員等が警察職員である場合には氏名を開示しないこととされているため、本件存否情報は同号ただし書ウには該当しない。

イ 次に、「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」について定める条例第7条第2号ただし書アについてみると、実施機関の説明によれば、職員の氏名のうち警視以上の階級にある職員については静岡県職員録に掲載しており、警部以上の階級にある職員については人事異動の際に報道発表をしているが、警部補以下の階級にある職員又はそれに相当する職員については公にしていないとのことである。

当審査会事務局職員をして実施機関に確認したところ、本件開示請求で挙げられている特定の個人の氏名をもとに調べたが、公表されているという事情は確認できなかつたとのことであった。

したがって、本件開示請求で挙げられている特定の個人の氏名は、慣行として公にされている情報とは認められないため、本件存否情報は条例第7条第2号ただし書アには該当しない。

ウ また、本件存否情報そのものは、条例第7条第2号ただし書イの「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に該当しない。

(3) したがって、本件対象公文書の存否を答えるだけで、条例第7条第2号に規定する非開示情報を開示にすることとなるため、条例第10条に基づき、本件対象公文書の存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否した本件決定は妥当であったと認められる。

審査請求人は、その他にも種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記2のとおりである。

別記1 開示請求の内容（本件対象公文書）

公務災害認定書13-000718の16頁のh

特定警察職員が時間外勤務実績報告書に記載した時間を、県警は活動と認めており、基金はその資料を根拠として認定書を制作したのである。だが、その活動は、業務である。なぜ、業務を活動としたのか、その根拠理由の開示を請求する。その当時の資料が無いとするならば、当時から現在も根拠理由は同一であるはずであるから、現在から考えた根拠理由でも良い。

別記2 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過	審 査 会
令和2年 10月 8日	諮問庁から諮問書を受け付けた。	
令和2年 12月 24日	審議	第344回
令和3年 1月 27日	審議	第345回
令和3年 2月 22日	審査請求人から意見書を受け付けた。	
令和3年 2月 24日	審議	第346回
令和3年 3月 26日	審議、答申	第347回

静岡県情報公開審査会委員の氏名等（氏名は、五十音順）

氏 名	職 業 等	調査審議した審査会
池 田 恵 子	静岡大学教育学部 教授	第345回～第347回
牛之濱 千穂子	静岡済生会総合病院 参事	第344回～第347回
大 原 和 彦	弁護士	第344回～第347回
加 藤 裕 治	静岡文化芸術大学文化政策学部 教授	第344回～第347回
高 橋 正 人	静岡大学人文社会科学部 准教授	第344回～第347回
牧 田 晃 子	弁護士	第344回～第347回